

なんば CITY 駐車場 利用規約

南海電気鉄道株式会社（以下「当社」という。）が管理、運営するなんば CITY 駐車場（以下「当駐車場」という。）は、下記の規定に従ってご利用頂きます。但し、駐車場現地に他の規定が掲出されている場合は、この限りではありません。

第1条（契約の成立）

駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規約を承認の上駐車場を利用するものとし、本規定は、本駐車場施設への進入から退出までの間、利用者に適用されるものとします。

第2条（目的）

当駐車場は短時間駐車をするためのスペースを有償（当駐車場内掲示の料金）で提供することを目的としたものであり、車両を保管・管理するものではありません。また、当駐車場は自動車の駐車以外の用途には使用できません。

第3条（利用形態）

当駐車場は、以下の利用形態に対応しています。

- （１）時間貸し（一般来訪者向け）
- （２）月極契約（契約者専用）

第4条（営業日）

当駐車場は、毎日営業しております。

第5条（営業時間）

当駐車場の営業時間は、00 時 00 分～24 時 00 分です。

なお、継続して 5 日間を超えて駐車しないでください。但し、当社に事前に承認を受けた場合は、この限りではありません。

第6条（駐車料金等）

1. 当駐車場をご利用の際は、場内に掲示する料金体系に基づき、駐車時間に応じた料金をお支払いいただきます。

2. 駐車時間は、車両ナンバー認証カメラが車両ナンバーを撮影した時点から出庫までの時間とします。但し、カメラが正常に作動しなかった場合は、駐車券の発券から出場時の収券までの時間とします。

3. 駐車料金は、当駐車場内に備付けの事前精算機、出口精算機およびスマートフォン等を經由した WEB 決済等でお支払いください。

第7条（免責事項）

1. 当駐車場内における車両、その付属装着物および積載物の盗難、紛失または毀損については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

2. 当社は、当駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為、または駐車場内に存在する車両とその付属装着物、積載物等に起因して被った損害、その他当駐車場内およびその周辺で発生した当社の責によらない事由に起因して被った損害については責任を負いません。

第8条（遵守事項）

1. 当駐車場内走行時は時速8km以下で徐行してください。

2. 駐車位置、場内交通規則は、標識および管制機器や係員の誘導に従ってください。また、追い越しをせず、駐車位置を離れる車両の通行を優先してください。

3. 当駐車場内走行時は、警笛等をみだりに使用することとはご遠慮ください。

4. 当駐車場内での喫煙（電子タバコを含む）および引火物、危険物の持ち込みはお止めください。

5. 車両内のごみを施設内に持ち込まないでください。

6. 駐車時には、エンジンの停止、サイドブレーキの徹底、窓閉め、ドア、トランクの施錠を必ず行ってください。

7. 接触事故防止のため、当駐車場に駐車される際は、ドアミラーをたたんでください。

8. 当駐車場内では、駐車場管理者が認めた場合以外は、営業行為、演説、宣伝等の行為を行わないでください。

9. 当駐車場内の他の自動車、施設、器物、その他取付物等に損傷を与えた場合、またはその他事故が発生した場合は、直ちに駐車場係員にお申し出ください。

10. 利用者の車両に、駐車中事故が生じたと認められた時は、出庫前に必ず駐車場係員にお申し出ください。

11. 利用者及びご同行の方は、禁止されている場所への立ち入りまたは、操作盤等機器類に許可なく手を触れないでください。

12. 5日以上長期にわたりお車を継続して駐車される場合、駐車場係員にその旨をお伝えください。無断で5日以上お車を継続して駐車された場合、処分させていただく場合があります。

13. 当駐車場内へのペットの連れ込みは禁止です。車内での飼育・待機も含め、ペットの同伴は固くお断りいたします。

14. 防犯および近隣への配慮のため、当駐車場での車内泊（仮眠・宿泊等）は禁止とさせていただきます。

第9条（車両等の撮影）

1. 当社は、ビデオ・カメラ等により車両ナンバー、駐車場内およびその周辺（以下「車両情報等」という）を撮影し、駐車料金の管理、不正駐車や放置車両の対応等の当駐車場運営管理のために利用いたします。

2. 当社は、ビデオ・カメラ等により取得した車両ナンバーを、前項に基づく利用の他、当社および当社が運営管理をしている当駐車場が付帯する施設等における犯罪予防、迷惑行為防止、従業員等の安全確保およびマーケティング等の運営管理向上のために利用いたします。

3. 当社が取得した情報が個人情報を含む場合は、以下の場合を除き、当該情報を第三者に提供しないものとします。

（1）前項の目的達成のために当駐車場が付帯する施設等へ提供する場合

（2）利用者の同意を得ている場合

（3）法令に基づく場合

（4）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合

（5）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

（6）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（7）利用目的の達成に必要な範囲内において第三者へ委託する場合

（8）合併その他の事由による事業の継承に伴う場合

第10条（車両の制限）

1. 当駐車場において、下記の車両は駐車することができません。

- (1) 最低地上高が 25cm を超える車両等、車両入庫認識装置が作動しないおそれのある形状の車両。
- (2) オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
- (3) 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
- (4) 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
- (5) 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず、変更登録手続きが完了していない車両。
- (6) 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
- (7) 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器、または他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
- (8) 大型特殊、建設用特殊等の特殊用途の車両で、駐車場施設または機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
- (9) 危険物、有害汚染物質、その他安全衛生を害するおそれのある物、または悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。

第 11 条 (不正駐車)

以下のいずれかに該当する場合は、不正駐車となります。この場合、当社において車両のタイヤロック、レッカー移動、警察への通報等の措置を取ります。

- (1) 指定された駐車スペース外および複数の駐車スペースをまたがる駐車をした場合。
- (2) 不正に駐車料金を逃れる目的で、故意にシステムの誤作動を誘発する方法により駐車した場合。
- (3) 第 10 条「車両の制限」に該当するにもかかわらず、駐車した場合。
- (4) 第 8 条「遵守事項」を守らない場合。
- (5) お買い上げ金額に基づくサービスおよび会員ステータス等に対して発行された駐車時間サービスについて、お買い上げをされた、あるいは会員ステータス等を保持される方が乗車していない車両において駐車時間サービスを利用した場合。その他、不正な手段で駐車料金の免除または割引等の措置を受けた場合。
- (6) その他、当社が不正な駐車と認めた場合。

第 12 条 (放置車両の扱い)

- 1. 事前に当社の承諾を得ることなく駐車制限時間を超えて車両を駐車した場合、および自走できない車両であるにもかかわらず駐車スペースに置かれた車両は放置車両として扱います。

2. 放置車両の駐車料金計算においては、制限時間を超えて駐車した時間について、最大料金を含む一切の割引料金は適用されません。
3. 当社は放置車両の利用者もしくは所有者等に対する通知または放置車両への掲示により、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求するものとします(以下「本件引取請求」といいます。)。
4. 当社は放置車両について、利用者または所有者等を確知するために必要な限度で、車両そのもの(車内を含みます。)および場内に設置したカメラの映像等を調査し、また登録事項等証明書または検査記録事項等証明書等を取得することができるものとします。
5. 当社は本件引取請求後においては、駐車場の適切な運営管理の維持、また当社の駐車料金請求権を保全することを目的として、放置車両を別の場所へ移動、または移動できないように固定することができるものとします。その際、当社は放置車両を別の場所に移動、または固定した旨を利用者もしくは所有者等に通知または放置車両への掲示にて表示するものとします。
6. 本件引取請求に際し発生した費用、放置車両移動費用、放置車両保管費用およびその他放置車両に関して生じた一切の費用については、利用者または所有者等に負担していただきます。また、当社は放置車両について生じた損害は一切賠償の責任を負いません。
7. 放置車両が本件引取請求をした日から3カ月を経過した後でも放置車両の引取りがなされなかった場合は、利用者もしくは所有者等に通知、または放置車両への掲示予告した上で、放置車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。ただし、この場合において、放置車両の時価が売却に要する費用および前項に定める費用の合計額に満たないことが明らかである場合は、本件引取請求で指定した日の経過後直ちに放置車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
8. 当社は前項の規定により放置車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者もしくは所有者等に対し通知または駐車場において表示するものとします。
9. 当社は本条第7項の規定により放置車両を処分した場合は、処分金額から、放置車両の売却に要した費用および本条第6項に定める費用の合計額(以下「控除合計額」といいます。)を控除し、残額があるときはこれを利用者または所有者等に返還するものとします。なお、処分金額から控除合計額を差し引いてもなお不足があるときは、利用者または所有者等は当社に対して不足分をお支払いいただきます。

第13条 (優先スペースの利用)

当駐車場(地下機械式は除く)には車椅子使用者用の優先スペースを設けています。優先スペースは譲り合いの精神に基づき、必要な方が円滑に利用できるようご協力ください。

第 1 4 条（損害賠償）

利用者が本規約もしくは当駐車場内に掲出された規定に違反した場合、または故意もしくは過失により駐車場設備・施設等を破損させた場合は、当社が被った損害（修理費用、および駐車場の全部または一部を休業しなければならない場合の喪失した営業収益を含む）を賠償していただきます。

第 1 5 条（規約の変更）

本規約は予告なく変更される場合があります。変更後の規約は WEB サイトにて通知し、利用者はこれに従うものとします。

以 上